

議案（４）関連資料

生涯現役夢追塾同窓会会則改正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(事務局)</p> <p>第3条 本会は<u>事務局</u>を生涯現役夢追塾同窓会会長宅に置く</p>	<p>(事務所)</p> <p>第3条 本会は<u>事務所</u>を生涯現役夢追塾内に置く</p>	<p>(変更)</p>
<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は次の会員をもって構成する</p> <p>1. 正会員 夢追塾卒業生で各同期会会員（同期会会員は同窓会会員となる）</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は次の会員をもって構成する</p> <p>1. 正会員 夢追塾卒業生で各同期会会員（同期会会員は<u>自動的に</u>同窓会会員となる）</p>	<p>(削除)</p>
<p>(役員任期と選出方法)</p> <p>第7条 役員任期は次の通りとする</p> <p>1. 会長と事務局長は、<u>原則</u>卒業の期数の若い順に2つの期が合同で2年間を担当する 任期は原則2年とし、再任はしない</p> <p>5. <u>会長と事務局長の候補者不在の場合は「有志による同窓会次期役員選出委員会」を設置し協議する</u></p>	<p>(役員任期と選出方法)</p> <p>第7条 役員任期は次の通りとする</p> <p>1. 会長と事務局長は、卒業の期数の若い順に2つの期が合同で2年間を担当する 任期は原則2年とし、再任はしない</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>